

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第九中「アスホターゼ アルファ製剤」を

「アスホターゼ アルファ製剤  
グラチラマー酢酸塩製剤」  
に改める。